

公益信託に関する法律（令和6年5月公布）の概要

趣旨

- 公益信託は、公益法人のように機関を設けることなく、信託財産及び受託者の組織・能力を活用して、委託者の意思を反映した公益活動を行う制度。
- 現行では、主務官庁による許可や監督の基準が不統一であることや税制優遇を得るための制約が多いことを背景に、公益法人と比べ利用されていない（信託件数約400件、信託財産額500億円）。
- このため、①主務官庁制を廃して公益法人と共通の行政庁が公益信託の認可・監督を行う制度に改めるとともに、②公益信託の認可基準及びガバナンス等を法定することで、国民からの信頼を確保しつつ、使いやすい制度へと見直しを行い、民間公益の活性化を図る。

概要

1. 主務官庁制の廃止と行政庁（公益法人と共通）による認可・監督制の創設

- 公益信託は、公益事務（※）を行うことのみを目的とするものとし、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。
※ 不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として公益法人と同様の内容を規定する。
- 主務官庁による許可・監督制を廃止し、行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）が公益認定等委員会又は都道府県に置かれる合議制の機関の意見に基づき、公益信託を認可するものとする。
- 公益信託の変更等は行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする。
- 公益信託の受託者に対する報告徴求及び検査、勧告及び命令並びに認可の取消しについて、公益法人と同等の規定を設ける。

2. 公益法人と同様に、認可の基準・ガバナンス等の法定

- 公益信託の受託者は、公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであることとする。
- 公益信託の信託管理人は、受託者による公益信託事務の適正な処理のため必要な監督をするものであること等とする。
- 公益信託において公益法人と整合した財務規律を設ける。
- 公益信託の認可基準として、終了時に類似の公益目的を有する他の公益信託の受託者等に残余財産を帰属させる旨の定めを信託行為に置かなければならない等の規定を設ける。
- 公益信託の受託者について財産目録の備置き及び閲覧等に関する規定を設ける。

※施行期日：公布後2年以内（令和8年4月予定）

効果

公益信託が、その潜在力を最大限に発揮して、多様で変化の激しい社会のニーズに柔軟に対応しつつ、社会的課題解決のための中核的な手段となることが可能に

➡**新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現に貢献**